

様式 1 1 設立時役員等一覧表(様式例)

設立者 (注1)	役職名 (注1)	氏名	生年月日	年齢	住所	現職又は職歴等 (注2)	関係文書発行年月日					法令等に定める要件の充足状況															
							設立代表者への委任状	履歴書	身分証明書	申立書	印鑑登録証明書	贈与契約書等	親族等の特殊関係者の有無	欠格事項の該当の有無	選任区分 (該当に○)												
															社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	社会福祉事業に於ける福祉の実情に通じている者	施設を設置する者が施設の管理者(法人)	社会福祉事業について識見を有する者	財務管理について識見を有する者	法人の適正な運営に必要な識見を有する者							
	理事長																										
	理事																										
	理事																										
	理事																										
140	理事																										
	理事																										
	監事																										
	監事																										
	評議員																										
	評議員																										
	評議員																										
	評議員																										
	評議員																										
	評議員																										
	評議員																										

(注1) 設立者に該当する者に○をつけること。設立時の役員又は評議員に就任しない設立者については、役職名を空欄にすること。

(注2) 選任区分の参考となる現職又は職歴等を記載すること。役員等が他の役員等と親族関係にある場合又は同一団体に所属している場合は、当該団体の名称及び役職も記載すること。

様式11 設立時役員等一覧表(様式例)

設立者(注1)	役職名(注1)	氏名	生年月日	設員の住所・氏名・生年月日は、印鑑登録証明書や履歴書と一致しているか。		現職又は職歴等(注2)	関係文書発行年月日が、各文書と一致しているか。							選任区分(該当に○)									
				年齢	住所		設立代表者への委任状	履歴書	身分証明書	申立書	印鑑登録証明書	贈与契約書等	親族等の有無	資格事項の有無	社会福祉事業の経営に	の事実を通じて	の事業区域における福祉	施設を設置する場合	施設の管理者(法人が)	社会福祉事業について	識見を有する者	財務管理について	識見を有する者
○	理事長	東京 太郎	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	社会福祉法人△△理事										○							
○	理事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	民生・児童委員(○○区)	6/1											○					
○	理事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	特別養護老人ホーム○○園施設長	6/1															○	
○	理事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	株式会社△△代表取締役	6/1																
○	理事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	社会福祉法人○○理事長(○○区)	6/1	6/10	6/24	6/10	6/12	7/2	無	無									
○	理事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	医師	6/1	6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									
	監事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	公認会計士		6/10	6/5	6/10	6/22		無	無									
	監事	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	弁護士		6/10	6/22	6/10	6/4		無	無									
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	社会福祉法人△△評議員		6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	○○大学福祉学部教授		6/10					無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	株式会社××代表取締役		6/10					無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	特定非営利活動法人○○理事長		6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	利用者家族の代表		6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	税理士		6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									○
	評議員	●● ●●	昭和○年○月○日		東京都●●区●●町●●丁目●番●号	公益財団法人○○監事		6/10	6/20	6/10	6/10		無	無									○

記入例

設員の住所・氏名・生年月日は、印鑑登録証明書や履歴書と一致しているか。

関係文書発行年月日が、各文書と一致しているか。

・設員の職歴欄が、役員選任区分を判断できる内容になっているか。その内容が、履歴書と一致しているか。
・地域の福祉関係者の場合は、当該地域も記入する。

設員の構成は、各選任区分の者を漏れなく入れているか。

設員の構成は、定款で定める特殊関係人の制限内になってい

(注1) 設立者に該当する者に○をつけること。設立時の役員又は評議員に就任しない設立者については、役職名を空欄にすること。
(注2 (注2) 選任区分の参考となる現職又は職歴等を記載すること。役員等が他の役員等と親族関係にある場合・同一団体に所属している場合は、当該団体の名称及び役職を記載すること。

様式12 履歴書（様式例）

履 歴 書

令和 年 月 日作成

フリガナ			実印
氏 名			
生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	
住 所	〒 電話 ()		

(注) 印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日 ~ 年 月 日		

(注) 職歴と他法人役員経歴については、別に記入すること。

《現職》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日 ~ 現 在		

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
	年 月 日～ 年 月 日		

《その他兼務職務》

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年 月 日～ 現在		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号		取扱機関
	年 月 日	No.	

《他の理事・監事・評議員予定者との関係》 (注)

氏名	具体的な関係

(注) 次のいずれかに該当する場合に記載する。

- (1) 他の理事・監事・評議員予定者と親族関係等特殊関係にある場合
- (2) 他の理事・監事・評議員予定者と同一団体に所属している場合（親族等特殊関係者に該当しない場合を含む。）

様式12 履歴書

履 歴 書

正副本とも原本

令和〇〇年〇〇月〇〇日作成

記入例

フリガナ	トウキョウ ジロウ		実印
氏名	東京 次郎		実印
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (満●●歳)	性別	男
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区●●一丁目●番●号		電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

申請日から遡って、3か月以内のものが添付されているか。

(注) 印鑑登録証明書どおりに記載すること。

《職歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
●●●●	昭和〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日		
●●●●●●	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日		〇〇課長

役員の選任区分に該当する経歴が記載されているか。

(注) 職歴と他法人役員経歴については、別に記入すること。

《現職》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
●●法人●●●●●●	平成〇〇年〇月〇日～現在		評議員

《他法人役員経歴》

勤務先	在職期間	職務内容	役職
●●法人●●●●	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日		理事長

《その他兼務職務》

勤務先等	在職期間	職務内容	役職
	年 月 日～ 現 在		

《資格・免許》

名称(種別)	登録年月日及び登録番号		取扱機関
医 師	昭和〇〇年〇月〇日	No.〇〇	厚生労働省

《他の理事・監事・評議員予定者との関係》 (注)

氏 名	関 係 (具体的に)		

(注) 次のいずれかに該当する場合に記載する。

- (1) 他の理事・監事・評議員予定者と親族関係等特殊関係にある場合
- (2) 他の理事・監事・評議員予定者と同一団体に所属している場合 (親族等特殊関係者に該当しない場合を含む。)

様式13-1 就任承諾書（様式例）

理事就任承諾書

社会福祉法人〇〇会が設立された際には、社会福祉法人〇〇会の理事に就任することを承諾します。

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の就任承諾書の場合、「理事」を「評議員」又は「監事」に差し替える。

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の評議員に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の理事に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会の監事に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会が設立された際には、社会福祉法人〇〇会の評議員に就任することを承諾します。評議員に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

様式13-3 就任承諾書兼誓約書（例）【理事版】

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会が設立された際には、社会福祉法人〇〇会の理事に就任することを承諾します。理事に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

様式13-3 就任承諾書兼誓約書（例）【監事版】

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会が設立された際には、社会福祉法人〇〇会の監事に就任することを承諾します。監事に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第44条第1項により準用される同法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会設立代表者 〇〇〇〇 殿

住 所

氏 名

印

社会福祉法

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

- 2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
- 3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。
- 4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
 - 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者
- 5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - 一 社会福祉事業について識見を有する者
 - 二 財務管理について識見を有する者
- 6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分之一を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第二百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。)

様式14-1 設立代表者の権限を証する委任状（様式例）
（設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合）

委 任 状			
		住 所（注1）	
		氏 名（注1）	
上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。			
令和	年	月	日（注2）
設立者	住 所	（注3）	
	氏 名	実印	

（注1）設立代表者の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。

（注2）設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付を入力する。

（注3）設立代表者以外の設立者分を作成する（住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。）。

設立代表者以外の設立者分を作成する。

様式14-1 設立代表者の権限を証する委任状
(設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合)

記入例

委任状

正副本とも原本

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

(注1)

住所・氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。

上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な一切の権限を委任する。

令和〇〇年 〇月〇〇日 (注2)

役員全員分の日付が、役員就任承諾書及び贈与契約書等の日付以前になっているか。

設立者 住所 東京都〇〇区●●町〇丁目〇番〇号 (注3)

氏名 ●●●●

実印

住所・氏名・印は、印鑑登録証明書と一致しているか。

(注1) 設立代表者の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。

(注2) 設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付を入力する。

(注3) 設立代表者以外の設立者分を作成する(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。)

様式14-2 設立代表者の権限を証する委任状（様式例）
（設立代表者との契約がある場合）

委 任 状			
住所 氏名			
上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限（〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉の贈与契約（注3）に係る部分を除く。）の一切を委任する。			
令和	年	月	日（注2）
設立者	住	所	（注3）
	氏	名	実印

（注1） 設立代表者の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。

（注2） 贈与契約書より前の日付を入力する。

（注3） 設立代表者以外の設立者分を作成する（住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。）。

様式14-2 設立代表者の権限を証する委任状
(設立代表者との契約がある場合)

委 任 状

正副本とも原本

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

(注1) 設立者との契約に係る権限を除いて、作成しているか。

住所・氏名は、印鑑登録証明書と一致しているか。

上記の者に社会福祉法人〇〇会の設立代表者として設立に関し必要な権限(〇〇〇〇〈設立代表者氏名〉の贈与契約(注3)に係る部分を除く。)の一切を委任する。

令和〇〇年 〇月〇〇日 (注2) 日付が、設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付になっているか。

設立者 住所 東京都〇〇区●●町〇丁目〇番〇号 (注3)
氏名 ●●●● 実印

住所・氏名・印は、印鑑登録証明書と一致しているか。

- (注1) 設立代表者の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。
- (注2) 設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付を入力する。
- (注3) 設立代表者以外の設立者分を作成する(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおりに入力する。)

様式14-3 設立代表者の権限を証する委任状（様式例）
（設立代表者との契約がある場合）

委 任 状			
		住 所（注1）	
		氏 名（注1）	
上記の者に社会福祉法人〇〇会と〇〇〇〇（設立代表者氏名）との <u>贈与契約</u> に係る権限を委任する。			
（注2）			
令和	年	月	日（注3）
設立者	住 所	（注4）	
	氏 名	実印	

（注1） 設立代表者代理人の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおり記入する。

（注2） 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換える。

（注3） 設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付を記入する。

（注4） 設立代表者以外の設立者分を作成する（住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおり記入する。）。

14-3 設立代表者の権限を証する委任状
(設立代表者との契約がある場合)

委任状

正副本とも原本

代理人を選任している場合。
設立代表者代理人以外の理事、監事分
を作成する。

住所 東京都●●区●●町●●丁目●●番●●号

氏名 ●●●●●

(注1)

代理人の住所・氏名は、印鑑登録
証明書と一致しているか。

上記の者に社会福祉法人○○会と○○○○〈設立代表者氏名〉との贈与契約に係
る権限を委任する。

(注2)

贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件
がある場合は、適当な文書に書き換える。

令和○○年 ○月○○日 (注3)

日付が、設立代表者と贈与契約等を締結する前
の日付になっているか。

設立者 住所 東京都○○区●●町○丁目○番○号 (注4)

氏名 ●●●○○

実印

住所・氏名・印は、印鑑登録証
明書と一致しているか。

(注1) 設立代表者代理人の住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおり記入する。

(注2) 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は適当な文書に書き換える。

(注3) 設立代表者が贈与契約等を締結する前の日付を記入する。

(注4) 設立代表者以外の設立者分を作成する(住所、氏名は印鑑登録証明書記載のとおり記入する。)

様式 1 5 施設整備計画書（様式例）

施 設 整 備 計 画 書				
				社会福祉法人〇〇会
1	施設名称			
2	経営主体			
3	設置場所			
4	定員			
5	敷地の面積			
6	規模及び構造			
	1階床面積		m ²	
	2階床面積		m ²	
	延べ床面積		m ²	
7	配置図及び平面図	別紙のとおり		
8	用地取得計画			
	(1) 収入			円
	〇〇区（市町村）補助金			円
	自己資金			円
	(2) 支出			円
	土地購入費			円
9	施設整備資金計画			
	(1) 収入			円
	国・都補助金			円
	〇〇区（市町村）補助金			円
	独立行政法人福祉医療機構借入金			円
	自己資金			円
	(2) 支出			円
	建設工事費			円
	初度調弁費			円
	設計監理費			円
10	工事予定期間			
	(1) 着工年月日	令和	年	月 日
	(2) 竣工年月日	令和	年	月 日
11	施設事業開始予定年月日			
		令和	年	月 日

（注）上記項目にないものは、適宜加えること。

様式15 施設整備計画書

施設整備計画書

社会福祉法人〇〇会

- 1 施設名称 (仮称) 特別養護老人ホーム〇〇〇
- 2 経営主体 社会福祉法人〇〇会
- 3 設置場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 4 定員 特別養護老人ホーム150名、老人短期入所15名
- 5 敷地の面積 ●●●●. ●● m²
- 6 規模及び構造

1階床面積	●●●. ●● m ²
2階床面積	●●●. ●● m ²
3階床面積	●●●. ●● m ²
4階床面積	●●●. ●● m ²
5階床面積	●●●. ●● m ²
延べ床面積	●●●●. ●● m ²
- 7 配置図及び平面図 別紙のとおり
- 8 用地取得計画 寄附による取得
- 9 施設整備資金計画

(1) 収入	1, 600, 500, 000円
国・都補助金	600, 000, 000円
〇〇区(市町村)補助金	445, 000, 000円
独立行政法人福祉医療機構借入金	555, 000, 000円
自己資金(寄附金)	500, 000円
(2) 支出	1, 600, 500, 000円
建設工事費	1, 400, 000, 000円
初度調弁費	150, 000, 000円
設計監理費	50, 500, 000円
- 10 工事予定期間

(1) 着工年月日	令和●●年●●月●●日
(2) 竣工年月日	令和●●年●●月●●日
- 11 施設事業開始予定年月日 令和●●年●●月●●日

建物の構造等が、施設整備費補助の内容と一致しているか。

資金計画が、施設整備費補助の内示や借入金受理証、見積書等の金額と一致しているか。

(注) 上記項目にないものは、適宜加えること。

様式16 設備整備（初度調弁）一覧表(様式例)

(円単位)

区分	購入内容	見積業者	見積金額 (税込)	証憑番号
	設備整備（初度調弁） 合計		0	

(注) 証憑書類に番号を振り、証憑番号欄に記入する。

様式17 借入金償還計画書(様式例)

借入目的	特別養護老人ホーム〇〇園建設資金		
金融機関名	独立行政法人福祉医療機構	借入金額	

	年度	償還額			償還財源						
		元金	利息	合計	利子補給	介護報酬	居住費			合計	
1	令和〇年度										
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
	合計										

(注)返済が完了する年度まで記載すること。

様式 18 基本財産編入誓約書（様式例）

（注1）

基 本 財 産 編 入 誓 約 書

このたび、社会福祉法人〇〇会が設置経営する〇〇〇園の土地については取得後、建物については完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇

東 京 都 知 事 殿

（注1）法人設立認可申請書に誓約書原本を添付する。

（注2）法人設立後に基本財産に編入するものについて作成する。

(注1)

基本財産編入誓約書

このたび、社会福祉法人〇〇会が設置経営する〇〇〇園の土地については取得後、建物については完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

法人設立後に基本財産となるものについて、当該土地や建物を取得した後に、基本財産に編入することについて誓約しているか。

社会福祉法人〇〇会

氏名は、身分証明書等と一致しているか。

設立代表者 〇〇〇〇

東京都知事 殿

(注1) 法人設立認可申請書には誓約書原本を添付する。

(注2) 法人設立後に基本財産に編入するものについて作成する。

様式 19 施設長就任承諾書（様式例）

施 設 長 就 任 承 諾 書

社会福祉法人〇〇会が設置経営する（仮称）特別養護老人ホーム〇〇園
の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓い
ます。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

実印

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 殿

（注1）本承諾書には、施設長に就任することができる資格の取得状況がわかる書類（写）を添付する。

（注2）申請時に他の仕事に就いている場合、施設開設時までに退職する旨の確約書も添付する。

様式19 施設長就任承諾書

・本承諾書には、施設長資格要件取得状況がわかる関係書類（写）を添付する。
 ・申請時に他の仕事に就いている場合、施設開設時までに退職する旨の確約書を添付する。

施設長就任承諾書

社会福祉法人〇〇会が設置経営する（仮称）特別養護老人ホーム〇〇園の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。

施設長予定者の住所・氏名・印は、印鑑登録証明書と一致しているか。

令和〇〇年 〇月〇〇日

住 所 東京都〇〇区●●町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇〇〇

実印

社会福祉法人〇〇会

設立代表者 〇〇〇〇 殿

（注1）本承諾書には、施設長に就任することができる資格の取得状況がわかる書類（写）を添付する。

（注2）申請時に他の仕事に就いている場合、施設開設時までに退職する旨の確約書も添付する。

様式 20 施設長資格取得確約書（様式例）

施設長資格の取得に係る確約書

令和 年 月 日に開設予定である（仮称）〇〇〇〇の施設長に就任する予定の《施設長予定者氏名》については、社会福祉施設長資格認定講習課程の研修を受講し、施設長としての資格を取得することを確約します。

東京都知事 殿

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇会 設立代表者

施設長予定者

様式 20 施設長資格取得確約書

施設長資格を取得する確約書	
施設長の資格を有していない場合に作成する	
令和〇〇年〇〇月〇〇日に開設予定である〇〇〇〇の施設長に就任する予定の《施設長予定者名》については、社会福祉施設長資格認定講習課程の研修を受講し、施設長としての資格を取得することを確約します。	
東京都知事	殿
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
社会福祉法人〇〇会	設立代表者 〇〇〇〇
	施設長予定者 ●●●●

氏名は、身分証明書等と一致しているか。

別紙 2 1 区市町村長の推薦状（様式例）

社会福祉法人設立に対する推薦状

1 現法人の概要	
法人名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の職・氏名	
事業所名	
事業所所在地	
事業種別	
2 社会福祉法人の設立に対する意見	
実施事業に対する評価	
社会福祉法人としての適格性	
認可に当たっての総合的意見	

東京都知事殿

令和〇年〇月〇日

〇〇区長 〇〇 〇〇

記入例

社会福祉法人設立に対する推薦状

1 現法人の概要	
法人名称	株式会社〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
代表者の職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
事業所名	
事業所所在地	東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
事業種別	障害福祉サービス事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業）
2 社会福祉法人の設立に対する意見	
実施事業に対する評価
社会福祉法人としての適格性	ア 組織運営について イ 事業計画について
認可に当たっての総合的意見

東京都知事殿

令和〇年〇月〇日

〇〇区長 〇〇 〇〇 公印

様式 2 2 事業譲渡契約書 (注)

事業譲渡契約書

〇〇〇〇 (譲渡法人) (以下「甲」という) と×××× (譲受法人) (※) は (以下「乙」という) とは、甲の事業の一部を乙に譲渡することに関し、次の通り契約を締結する。

第 1 条 (目的)

本契約は、甲が所有する第 2 条の事業権を乙に譲り渡すことを目的とする契約である。

第 2 条 (事業内容の特定)

甲は、自己の事業のうち次に示した業務を第 4 条所定の期日において、これを譲渡する。

事業内容 * * * * に関する事業

第 3 条 (譲渡物件)

甲は、前条および第 4 条に基づき、約定の期日において、甲の * * 部門に属する以下の物件 (「譲渡物件」という) を乙に譲渡する。

[1] * * * * * *

[2] 前号にかかる事業上の権利義務の一切

第 4 条 (譲渡期日)

譲渡物件の譲渡は、平成 * * 年 * 月 * 日を期日としてこれを行う。

2 前項の期日は甲乙双方の合意により、これを変更することができる。

第 5 条 (引渡)

譲渡物件の引渡は第 4 条の譲渡期日に行う。

第 6 条 (個別財産の移転)

譲渡物件のうち、譲渡の対抗要件ないし効力要件として通知・登記・登録等の手続を要するものについては、譲渡履行後遅滞なく甲乙協力して実行する。

2 前項の手続に要する費用は、全額乙の負担とする。

第 7 条 (善管注意義務)

甲は、本契約締結後、譲渡物件の引渡しまでの間、善良なる管理者の注意を持って業務執行に当たる。

2 財産の管理・運営についても前項と同様とする。

3 前 2 項において、甲は乙の事前の承諾なく、譲渡財産に重大な変更を生じる行為を行うことはできない。

第 8 条 (従業員承継)

本件事業に従事している甲の従業員は、原則として乙に承継されるものとする。詳細は別途協議の上決定する。

第 9 条 (事業譲渡承認理事会)

甲および乙は、それぞれ平成 * * 年 * 月 * 日までに理事会を開催し、本契約承認の決議を求めることを要する。

2 前項の期間は、必要に応じ、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第10条（秘密保持）

当事者は、本契約の目的に使用する場合その他正当な事由ある場合を除き、本契約に基づき使用した他の当事者の秘密情報を、事前の承諾なく、当事者以外の第三者に漏洩してはならない。

第11条（契約解除・損害賠償）

本契約に規定する条項の一に違反したときは、相手方は違反者に対し、その行為の是正を書面にて勧告し、なお是正しない場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の場合において、損害を被った相手方は、違反者に対し、相当額の賠償を請求することができる。

第12条（事情変更における解除）

本契約締結後、譲渡期日までの間に、譲渡財産に予測しがたい重大な変更が生じた場合には、甲乙は再交渉することを要し、本契約の改訂または本契約を解除することができる。

第13条（協議事項）

本契約に定めるものの他、事業譲渡に関し必要な事項は、本契約の趣旨にもとづき、甲乙誠意をもって協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々一通ずつ保有する。

令和〇〇年〇月〇日

(住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

甲 〇 〇 〇 〇 (譲渡法人名)

理事長 〇 〇 〇 〇

(住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇 〇 〇 〇 (譲受法人名) (※)

理事長 (※) 〇 〇 〇 〇

(注) この様式は、平成20年3月 社会福祉法人経営研究会 編『社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き』に掲載されているものです。

(※) 社会福祉法人設立認可申請において使用する場合には、「社会福祉法人×××× (譲受法人) 設立代表者〇〇〇〇」と書き換えて、使用してください。